

「長岡方式の地域自治」で住民主体による地域振興について議論

■市町村合併の経緯(11 地域)

H17.4.1(1次)長岡・中之島・越路・三島・山古志・小国

H18.1.1(2次)長岡・和島・寺泊・栃尾・与板

H22.3.31(3次)長岡・川口

地域住民の声を十分行政に反映するために、長岡地域以外の旧市町村単位に支所を設置しています。

支所では、通常の住民サービスのほかに、地域固有の業務や支所で行った方が効果的な業務などを行ないます。

地域の施策やまちづくりについて、地域住民の立場から検討し、行政に反映させるために、地域委員会を設置しています。

地域委員会は市の附属機関です

市長は、地域委員会の提案、意見を尊重し、地域の行政運営を行ないます。

地域委員会は地域にとって重要な組織です。

ふるさと創生基金の活用

地域委員会において、基金を活用したまちづくりを推進します。



支所が地域委員会の事務を担います

支所は、通常業務、地域固有の業務などを行なうほか、地域委員会の事務も担います。地域委員会と連携をとって、地域振興に努めます。

市民力・地域力を活用した地域振興を議論

地域住民主体の取り組みなど市民力・地域力を活力とした地域のまちづくりに関する提案を行います。

地域自治のしくみ ……旧市町村単位に支所と地域委員会を設置します。

